

令和5年度 公文書開示（3月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
1	R6. 1. 4	R6. 3. 4	事業者からの質問への回答（案）	1	1															子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
2	R6. 1. 4	R6. 3. 4	(1) 事業者及び東京都担当者間のメール (2) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和5年3月3日実施分） (3) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和5年12月6日実施分） (4) 事業者提供資料	32		1					1	1			1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
3	R6. 1. 4	R6. 3. 4	(1) 意見書（2021年12月8日） (2) 子ども・子育て会議議事抜粋 (3) 提言書 (4) 事業者提供資料 (5) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る参加者名簿（事業者含む） (6) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る参加者名簿（東京都職員のみ）	60	1															子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
4	R6. 1. 4	R6. 3. 4	(1) 事業者及び東京都担当者間のメール (2) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和4年6月7日実施分）	30		1					1	1			1				(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (7条6号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
5	R6. 1. 4	R6. 3. 4	(1) 参画企業・団体詳細 (2) アプローチ履歴 (3) 東京都こどもスマイルムーブメント事務局問合せ記録	6		1					1	1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。	子供政策連携室 企画調整部プロ ジェクト推進課

6	R6. 1. 9	R6. 3. 8	事業者からの質問への回答（案）	1	1																子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
7	R6. 1. 9	R6. 3. 8	(1) 事業者及び東京都担当者間のメール (2) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和5年3月3日実施分） (3) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和5年12月6日実施分） (4) 事業者提供資料	32		1						1	1			1				(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号)公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (7条6号)公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
8	R6. 1. 9	R6. 3. 8	(1) 意見書（2021年12月8日） (2) 子ども・子育て会議議事抜粋 (3) 提言書 (4) 事業者提供資料 (5) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る参加者名簿（事業者含む） (6) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る参加者名簿（東京都職員のみ）	60	1																子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
9	R6. 1. 9	R6. 3. 8	(1) 事業者及び東京都担当者間のメール (2) 事業者及び東京都担当者間の打合せに係る議事メモ（令和4年6月7日実施分）	30		1						1	1			1				(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号)公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。 (7条6号)公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	子供政策連携室 企画調整部企画 調整課
10	R6. 1. 9	R6. 3. 8	(1) 参画企業・団体詳細 (2) アプローチ履歴 (3) 東京都子どもスマイルムーブメント事務局問合せ記録	6		1						1	1							(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号)公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せ等が大量又は無差別に行われ、当該担当者の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため。	子供政策連携室 企画調整部プロ ジェクト推進課